

昭和三十一年度住宅増築資金 貸付について

工営課建築係

只今申込受付中の住宅増築資金の貸付について説明致します(若佐地区を除く)

一、貸付を受けられる増築とは 既存の住宅に建て増し又は模様替によつて居住部分の床面積を増加するもので次の条件を備えるもの

イ 増築しようとする住宅部分の二分の一以上を居住室にするとき、又は増築と同時に既存住宅の一部を變更して居住室とする場合において増築に係る住宅部分の居住室の床面積と当該變更した居住室の床面積との合計が増築に係る住宅部分の床面積と變更した居住室の床面積の合計の二分の一以上であるとき

ロ 既存住宅の延坪数を含めた増築後の住宅部分の延坪数が九坪以上三十坪以下であること 但し既存の住宅が既にこの庫の融資に係るものであるときは既融資対象坪数に増築の融資対象坪数を加えたものが二十坪を超えないとき

き存の住宅及び敷地は次の条件を備えるものでなければならぬ

イ 既存住宅に接続して増築する場合のき存しゅうたは構造上安全なものであること

ロ 敷地は必要な建物との比率をみたすことができものであること

ハ 増築をする敷地には原則としてこの庫以外の第三者の抵当権の設定がないこと

ニ き存しゅうたがこの庫の融資であるものである場合はこの正契約締結の日から二年以上経過していること

四、いくら借りられるか 融資対象面積は一戸当り二坪以上九坪まで

イ 貸付金融の限度及び償還期間

ロ 建て増しによる増ちの場合

増ちく部分こう造別坪当り単価返還期間

木 造 23,400円 5年以内

防火こう造 24,600 5年以内

簡易耐火こう造 28,800 8年以内

耐火こう造 33,600 10年以内

ハ 模様替による増築の場合 前項の単価の五割に相当する額

償還期間は前項に同じ

五、償還方法 利率 償還方法は元金均等割賦償還とし隔月払です、利率は年五分五厘

六、火災保険

六、火災保険

六、火災保険

六、火災保険

六、火災保険

六、火災保険

六、火災保険

六、火災保険

六、火災保険

六、火災保険

六、火災保険

六、火災保険

六、火災保険

六、火災保険

六、火災保険

六、火災保険

六、火災保険

六、火災保険

六、火災保険

六、火災保険

六、火災保険

六、火災保険

六、火災保険

六、火災保険

六、火災保険

六、火災保険

六、火災保険

冷害学童に救援の手続々と

その一 町教委では学習ノート五〇冊を購入して町内小中学校の冷害困窮学童に無償で割当配送(一月十日付)

その二 若佐市街稲葉理髮館(店主稲葉利兵衛氏)は救援の一助にも困窮児童の散髪奉仕を申出てわさき小学校三十四名に対して三日間無償で之を行つて深く感謝されました。(一月二十三日付)

その三 北海道報徳社講師鈴木常作氏は町内四日間の報徳講座を終えて帰郷の際、冷害困窮学童に学習ノート購入配付として一、〇〇〇円の寄贈あつたので直に配付(二月三十日付)その四

よい子の新入学はもうすぐです

本年四月一日町内各小学校に新入学するいわゆる学令児童については学校教員法の定めるところによりじゅう民登録にもとづいて調査を進めて参りましたが次の通りまとまりました

本年四月一日の新入学児

本校名 新入学児童

佐呂間小学校 男 八二 女 五二

仁倉小学校 男 一一 女 一一

浜佐呂間小学校 男 二一 女 二一

富速小学校 男 二一 女 二一

武里小学校 男 二一 女 二一

わか木小学校 男 二一 女 二一

計 三〇〇 二二二

以上が該当者ですが次に掲げる事項の該当者の保護者は速に届出下さい

1、身体の異常、病弱、発育不全その他やむを得ない事情で入学を猶予又は免除を希望するもの

2、盲者、ろう者(医師の診断書の要あり)の保護者

3、希望の者を含む

尚新入学者名簿は各部落会長を煩して再確認をして居りますので二月十日過ぎ入

洋和裁の習得は今のうちに

女性必須の生活技術と教養の為町内十ヶ所十校で開催されてる高等技芸学校

佐呂間裁縫女学校(わかしん断書の要あり)の保護者

希望の者を含む

希望の者を含む

希望の者を含む

希望の者を含む

希望の者を含む

希望の者を含む

希望の者を含む

希望の者を含む

希望の者を含む

希望の者を含む

希望の者を含む



尚みよう年度(本年十二月よりからの開校は現在の処未定でありますから今期間に努めて通がくされるよう希望します

“冷害対策” 学校給食始る

今冬冷害対策の一環として、道教委に申請して町教委では旧より学内示された小学校一〇〇名、中学校一〇〇名に四月末まで毎週五日間小麦粉を原料

二月の社会教育生活こよみ

社会行事 会場地区 生活目標 目標達成のための実践かつ動

節分 (三日) 針供養 (八日) 冬期農業講座 (十二日より四日間)	若佐こよう民館 及佐呂間議事堂	冬型赤痢を防ぎましょう 食品の衛生に注意しましょう うたがわしいときは早く医師のしん断を受けるようにしましょう	1、冬でも赤痢が発生します。 2、食品の衛生に注意しましょう。 うたがわしいときは早く医師のしん断を受けるようにしましょう。
こう民館しゅん回 映画会 (二十一日より二十五日迄)	若佐地区	家ネズミをなくしましょう 雪害や火災から人や家を護りましょう	1、屋根の雪おろしは早いうちに 2、家や防火用水のまわりの雪をのけておきましょう
野幌酪農若分校 こう開講座 (二十五日より四日間)	若佐こよう民館 佐呂間議事堂	生かつ改善の年設計をたてましょう インフルエンザを予防しましょう	1、おそろしい流行性感冒がいま 2、大はやりです。マスクをかけるようにしましょう。 外出から帰つたら必ずウガイをしましょう

家族のたんじよう日

祖先をはじめとする仏様の命日

- 1、この表は切り取つてコヨミの下などの見やすいところにはつて置きましょう
- 2、たんじよう日と命日はそれぞれ書き込んで、この日には何か意義のあることを工夫しましょう

公民館は町民の皆さんに対して

どんな機能(はたらき)をもっているか

とする一定量のパンを無償と給与して冷害困窮児童を経済的、体的に援助しようとするもので校長会およびPTAの全面的な協力をなす。なお、今期分については

昨年九月三十日新生佐呂間町が誕生してはや四ヶ月の間、若佐公民館もその基本事業のうちとあえず週間文庫を佐呂間地区に拡大して十二月より夫々御利用を頂いて居りますが、色々な方々からよく「公民館は一体何をすることだ」「との声を御聞きします」との声を御聞きします。公民館は町民が相集つて教え合い導き合い互の教養文化を高める為の民主的な社会教育機関であるから、町民が進んで教えを受け楽しんで之を利用する様に、努めて図書や機械類等の設備を充実し、町民にとつて有難い便利な施設として感謝される様に運営されなければならぬ。

(一) 公民館は同時に町民の親睦交友を深め相互の協力を和を培い、以て町村自治向上の基礎となるべき社交機関でもあるから、成るべく堅苦しい窮屈な場所ではなく、明らかな場所となる様に運営されねばならない。

(二) 公民館は亦町民の教育文化を基礎として郷土産業活動を振興する原動力となる機関であるから町村内に於ける政治、教育及産業関係の諸機関が一致協力してその運営に参加し文化活動と産業指導の活動が総合的に推進されねばならない。

(三) 公民館は謂はば町民の民主主義的な訓練の実習所であるから、館内に於ては性別や老若貧富等で差別待遇することなくお互の人格を尊重し合つて自由に討議討論すること、自分の意見を率直に表明し、又他人の意見は素直に傾聴する習慣が養はれる場所となる様に運営されねばならない。

(四) 公民館は亦中央の文化と地方の文化とが接触交流する場所であるから、進んで各方面の中央講師を招いて意見を聞くと共に地方の事情を中央に通じてもらい、日本中の人が仲良く理解し合つて日本の再建に協力する原動力となる様に運営されねばならない。

(五) 公民館は全町村のもの

であり、全町村民を対象として活動するのであるから町村内各種の機関が之に協力すべきは勿論であるが特に青年層こそ新日本建設の推進力となるべきものであるから、この施設の設置運営には特に青年層の積極的な参加が望ましい。

(b) 公民館は郷土振興の基礎を作る機関であつて、郷土の愛情や町村民の生活状態に最も適合した弾力ある運営が為されるべきで決して画一的形式的非民主的な運営に陥らぬ様に注意しなければならぬ。

三、若佐公民館が現在行っている基本事業にはどんなものがあるか

(一) 青年教育活動

1、青年学級の運営(若佐地区四学級、佐呂間地区三学級)

2、野幌高等農学校若佐分校の運営(通信教育を主体とする)

3、青年団体の育成(団体運営研修会の開催、青年団体運営相談、各種活動資料の頒布)

(二) 婦人教育活動

婦人団体の育成(団体運営研修会の開催、婦人団体出張相談、基金造成の技術援助、各種活動資料の頒布)

(三) 成人教育活動

1、一般教養を高めるための講座、講習会の開催

2、生活技術を高めるための講座講習会の開催

3、保存食、加工食をはじめとする食生活の研究

4、公民館図書の開覧及巡回文庫貸出、読書相談

5、幻燈会開催資料の貸出提供及技術指導

6、部落等で行う社会教育活動に対する技術援助

7、走る公民館活動(移動巡回による耕地帯活動)

(四) 視聴覚教育活動

1、映画教育活動

(1) 部落巡回映画会(毎月若佐地区十会場)

(2) 学校じゆん回映画会(特に児童劇映画、教材映画を取そろえ毎月若佐地区全校)

(3) 映画教室の提供開催(札幌アメリカ文化センター分室として提供し短編映画教室の随時開催)

2、科学教育活動

町勢及生活科学に関する諸展示資料の蒐集、作成

料の頒布)

3、社会教育広報活動

(1) 時事、保健教育写真の常時展示

(2) 「公民館だより」の刊行と全戸配布

(3) 公民館放送の実施(週二回)

(4) レクリエーション教育活動

本年の
営農計画の基礎をつくる
冬期農業講座が
開設されます

大正九年以来の災害と云われた昨年の冷害により、農家の経済も不安定になりがちで加えて本年の気象予報をみても前半低温であるというものであります。単なるお天道さままかせでなく今年の気象条件や立地条件等科学的基礎に立つた安定性ある営農計画を立てる重要な目安となる冬季農業講座が町、教育委員会、農業改良相談所、両農業協同組合共催により町をあげて次の通り開催されます。農家の皆さんには御多忙のことでしょうが、必ずこの講座を聴き日常の営農上の疑問を解明し、それを基礎

1、生かつを楽しくするためのレクリエーション講習会の開催

2、こつ民館益のみの開催

3、敬老会への後援

1、生かつを楽しくするためのレクリエーション講習会の開催

2、こつ民館益のみの開催

3、敬老会への後援

野幌高等農学校 教諭(目下交渉中)

客について

内着について

座席について

講義について

催時間

開催場所

開催月日

2月12日 佐呂間町議事堂

2月13日 佐呂間町議事堂

2月14日 佐呂間町議事堂

2月15日 佐呂間町議事堂

公民館貸出幻燈を御利用下さい

先號でお知らせした通りこの民館には常時農業改良生かつ改善、娯楽等に役立つ幻燈フィルムや幻燈機等誰でも手軽にやれる幻燈会開催に必要な資料を備付申込に際し当分の間無料で貸出を行つています。この外二月中の特別番組として次の通り用意してありますから大いに御利用の上こつ民館がどうを楽しいものにして下さい。申込はどうぞ教員委員へ。申込はどうぞ、次の通り各学校へじゆん回貸出を行つていますから最寄の学校から借受けられても結構です。

巡回文庫を御利用下さい

二月分として一月中の味を全部受て農業関係図書、娯楽、教育図書等を四冊及至六冊のラック十三ヶに収納して次の箇所へ送りました。当分の間無料で借り受けることができます。御利用下さい。

若佐地区若佐支所、若佐小学校、栄小学校、栃木小学校

佐呂間地区若里、知来浜、佐呂間、富武士、幌岩の各小中学校、浪速小学校、佐呂間中学校、町役場

四、借出期限 二月二日まで

二月分として一月中の味を全部受て農業関係図書、娯楽、教育図書等を四冊及至六冊のラック十三ヶに収納して次の箇所へ送りました。当分の間無料で借り受けることができます。御利用下さい。

若佐地区若佐支所、若佐小学校、栄小学校、栃木小学校

佐呂間地区若里、知来浜、佐呂間、富武士、幌岩の各小中学校、浪速小学校、佐呂間中学校、町役場